

「環境月間」協賛行事を開催しました ～毎年6月5日は「環境の日」、6月は「環境月間」です！～

○「環境の日」と「環境月間」とは？

1972年6月5日からスウェーデンのストックホルムにて「国連人間環境会議」が開催されたのを記念して、日本では環境基本法により「事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高める」という目的のもと6月5日を環境の日と定めています。また、国連においても日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めています。

我が国では、6月の一カ月間を「環境月間」とし、国や地方公共団体等によって、全国各地で様々な行事が行われています。世界各国においても、この日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするための様々な行事が行われています。

○岐阜県保健環境研究所の取組みについて

岐阜県保健環境研究所では、県民の皆様にご覧いただき、当研究所が取り組んでいる環境監視事業や環境浄化に関する技術を広く知っていただくと共に、将来にわたる地球環境の保全を啓発することを目的として、1階エントランスホールにおいて、パネル展示、啓発を行いました。

